

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	4 件

鹿児島国民年金 事案 451

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月まで

私は、昭和 51 年 3 月、夫と一緒に市役所で国民年金に加入し、その後、しばらくして、夫と二人分の申立期間の国民年金保険料を銀行で一括して納付し、その後は 3 か月おきに区役所で納付していたことを覚えている。国民年金手帳の番号も私の夫と連番になっており、夫が納付済みとなっているのに、私だけが未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 51 年 3 月に夫婦連番で払い出されており、申立人及びその夫は、ほぼ同一日に国民年金保険料を納付していることが確認できる上、申立人の夫は、51 年 5 月に申立期間の国民年金保険料を過年度納付していることが確認できることから、「昭和 51 年 3 月に夫と一緒に市役所で国民年金の加入手続を行い、後日、銀行で昭和 50 年度の二人分の国民年金保険料を一括納付した。」とする申立てに不自然さは見られない。

また、申立人は、「申立期間の国民年金保険料を銀行で一括して納付し、その翌年度からは 3 か月ごとに区役所で納付した。」と述べるなど、申立ては詳細かつ具体的である上、申立人が一括納付したとする金額は、申立期間の国民年金保険料額と一致している。

さらに、申立期間以外にも、国民年金保険料が納付済みであったにもかかわらず、未納とされていた期間が確認でき、申立人の納付記録が適切に管理されていなかったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年1月から同年3月まで

私が保管している国民年金保険料袋には、申立期間を含む各月の国民年金保険料の領収印が押されている。申立期間について、国民年金保険料を滞納した記憶は無く、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、3か月と短期間である上、申立人は、昭和42年7月に国民年金に加入して以降、平成10年3月までの期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人が保管する国民年金保険料袋により、申立期間の各月欄に集金人の領収印、領収月日等が確認でき、記載されている金額も、申立期間当時の国民年金保険料額と一致していることから、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたと考えるのが自然である。

さらに、申立期間前後の期間については、国民年金保険料が納付済みとなっている上、申立期間の前後を通じて、申立人の生活状況等に大きな変化は無かったものと推認されることから、申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から同年3月まで

私は、私の母親の勧めで、昭和46年3月ごろに国民年金に加入して以降、国民年金保険料については地区の集金人に3か月ごとに納付し、後日、その集金人から領収書を受け取っていた。

私の夫が、昭和49年に国民年金に再加入してからは、いつも夫婦一緒に国民年金保険料を納付していたので、私の夫は納付済みとなっているのに、私だけが未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間前後の期間は、国民年金保険料が納付済みとなっている上、申立期間及びその前後の期間を通じて、申立人及びその夫の生活状況等に大きな変化は無かったものと推認されることから、申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を夫婦一緒に納付したとする申立人の夫については、申立期間は納付済みとなっていることが確認できることから、申立人は、申立期間の国民年金保険料をその夫と一緒に納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 2 月から同年 3 月までの期間及び 45 年 7 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 2 月から同年 3 月まで
② 昭和 45 年 7 月から同年 9 月まで

私の国民年金については、亡くなった私の父親が、加入手続を行い、私の国民年金保険料も納付してくれていた。申立期間②については、当初 12 か月間は未納となっていたが、このうち 9 か月間は納付が確認されており、申立期間が未納のはずはない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 2 か月及び 3 か月といずれも短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間①については、町の国民年金被保険者台帳により、昭和 44 年 3 月に当該期間直後の昭和 43 年度の国民年金保険料を一括納付していることが確認でき、当該期間の国民年金保険料のみが未納とされていることは不自然である。

さらに、申立期間②前後の昭和 45 年 4 月から同年 6 月までの期間及び 45 年 10 月から 46 年 3 月までの期間については、今回の申立てを契機として、申立人の納付記録が未納から納付済みに訂正されており、申立人の納付記録が適切に管理されていなかったことが認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 7 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、追納していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 7 月から 41 年 3 月まで

申立期間については、申請免除期間であったが、昭和 48 年ごろ、集落の会長に当該期間の国民年金保険料を夫婦で追納したことを記憶しているの
で、申請免除期間のままとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、昭和 45 年 10 月からは、付加保険料を 10 年以上にわたり納付しており、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとする昭和 48 年に申立期間以前の国民年金保険料を特例納付していることが確認でき、特例納付した国民年金保険料額よりも納付金額が安価な申立期間の国民年金保険料を追納しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付したとする人物は、申立期間当時、集落の会長であったことが市により確認されており、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を追納していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 7 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、追納していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 7 月から 41 年 3 月まで

申立期間については、申請免除期間であったが、昭和 48 年ごろ、集落の会長に当該期間の国民年金保険料を夫婦で追納したことを記憶しているので、申請免除期間のままとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、昭和 45 年 10 月からは、厚生年金保険加入期間をはさみ、付加保険料を 10 年以上にわたり納付しており、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとする昭和 48 年に申立期間以前の国民年金保険料を特例納付していることが確認でき、特例納付した国民年金保険料額よりも納付金額が安価な申立期間の国民年金保険料を追納しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付したとする人物は、申立期間当時、集落の会長であったことが市により確認されており、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を追納していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年6月5日から28年9月20日まで
② 昭和35年12月19日から36年8月23日まで
③ 昭和36年8月28日から37年10月31日まで

社会保険事務所に年金記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みである旨の回答を受けたが、私は、過去に脱退手当金の手続きは行っておらず、受け取ってもいない。なぜ、私の知らぬ間に、脱退手当金を受け取ったようになっているのか事実を調査し、明らかにしてほしい。

私は、平成元年に脱退手当金を受給したことになっていることを知り、その際にも事実と異なるとして申し立てたが取りあってもらえず、やむを得ず、その後、不足期間分を任意継続し、約60万円を納めた。

第3 委員会の判断の理由

申立人の氏名（旧姓）については、戸籍の附票及び申立人自筆の厚生年金保険被保険者加入期間照会申出書において確認できるが、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及び厚生年金保険被保険者台帳索引票における氏名、申立期間①におけるA社、申立期間②におけるB社及び申立期間③におけるC社の厚生年金保険被保険者名簿における氏名とそれぞれ異なっていることが確認でき、社会保険事務所における記録管理に不備が認められる。

また、申立期間における申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び厚生年金保険被保険者名簿の氏名は、変更処理が行われていないことから、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、仮に、申立人が旧姓により脱退手当金を請求した場合、少なくとも旧姓の一部については、訂正処理が行われるものと考えられるところ、当該訂正

処理も行われていないことから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い上、支給されたとする額は、法定支給額と 13 円相違している。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

鹿児島国民年金 事案 457

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年10月から48年3月まで
私は、昭和42年10月に帰省し、市役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金加入後は、銀行又は郵便局で国民年金保険料を定期的に納付期限内に納付していたが、48年に新しい国民年金手帳を市役所で受け取った際、「古い手帳は市役所で処分します。」と言われたまま返してもらっていないため、申立期間の納付記録が消失し、未納とされているのではないかと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年7月に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間の一部は、時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が所持する年金手帳は、昭和48年11月に発行されていることが確認でき、その時点では、申立期間は国民年金の未加入期間であったと考えられ、「国民年金保険料を定期的に納付期限内に納付していた。」とする申立には不自然さが見られる。

さらに、申立人は、「申立期間の国民年金保険料を納付書により郵便局又は銀行で納付していた。」と申し立てているが、申立期間当時、申立人が居住していた市では、「申立期間当時、国民年金保険料は、納付組織により集金されており、納付書による収納は行われていなかった。」と回答しており、申立には不自然な点が見受けられる。

加えて、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人は、国民年金保険料の納付についての記憶が明確でなく、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年11月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年11月から38年3月まで

成人した時、私の伯父が、私の国民年金の加入手続きを行い、私の国民年金保険料を伯父夫婦の保険料と一緒に集落の集金人に納付していた。集落費などを入れる紺色の袋に私の名前が書いてあったのを記憶している。伯父が「お前の国民年金保険料も納めている。」と言っていたことを覚えているので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年3月に払い出されていることが確認できる上、申立人の所持する年金手帳により、申立人は、同年4月に初めて国民年金被保険者資格を取得していることが確認でき、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人の伯父が、申立期間について申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人自身は申立期間に係る国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していたとするその伯父は国民年金の納付等についての記憶が明確でないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から58年3月まで

私は、会社を辞めた翌月の昭和49年1月に市役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は、口座振替か農協の窓口で、未納期間が生じないようその都度、納付していたことを覚えており、さかのぼって、一括して納付したことはない。年金は大切なものだと思い、仕事を辞めた後も途切れないように納付してきたので未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

市の国民年金被保険者名簿により、申立人は、昭和59年4月に国民年金の再加入手続を行い、49年1月にさかのぼって国民年金の被保険者資格を取得していることが確認でき、その手続の時点では、申立期間の大部分は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、「申立期間の国民年金保険料は、口座振替か農協の窓口でその都度、納付した。銀行等で一括納付したことは無い。」と主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の国民年金保険料は、過年度保険料となるため、口座振替による納付はできなかったものと考えられる。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

鹿児島国民年金 事案 460

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 4 月から 52 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月から 52 年 7 月まで

申立期間は、当時、私が勤務していた会社が倒産したため、国民年金に加入していた期間であり、国民年金の加入については、市役所に出向き、手続したと思う。

当該期間については、私の妻が納付済みとなっており、私のみが未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人については、国民年金に加入していたことを示す記録が無い上、国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人及びその妻が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたとするその妻は、申立期間の国民年金保険料の金額、国民年金手帳の交付等についての記憶が明確でないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年9月から同年12月までの期間及び52年1月から同年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年9月から同年12月まで
② 昭和52年1月から同年2月まで

夫は、漁協勤務時は管理業務に従事していたので、国民年金の加入や脱退手続等については熟知している上、永年にわたり、民生委員に任命され、年金制度の推進についても努力していたことから、申立期間当時は、国民年金に加入していたはずであり、国民年金保険料が未納のはずはない。

(注) 申立ては、申立人(死亡)の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る国民年金被保険者台帳により、申立人は、昭和38年11月に国民年金の被保険者資格を喪失していることが確認でき、以後、国民年金への加入記録が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、その妻は、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付についての記憶が明確でなく、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年10月20日から26年3月1日まで
申立期間におけるA社に係る厚生年金保険の加入記録を社会保険事務所に照会したところ、旧台帳に脱退手当金支給の記録がある旨の回答があった。

私は、脱退手当金を受給した覚えはない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、脱退手当金支給の記録が確認でき、支給年月日及び支給金額に加えて、支給の根拠となる該当条文などの具体的な記載がある。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和26年9月21日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人の脱退手当金は昭和26年9月21日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年4月1日から20年11月10日まで

申立期間について厚生年金保険の加入記録をA社会保険事務所に照会したところ、脱退手当金を支給済みである旨の回答があった。脱退手当金については、受け取った記憶がまったくない。

当該期間について、昭和63年及び平成元年にB社会保険事務所へ加入記録を照会したが、「調査の結果、該当記録が無い。」ということだった。平成15年にもA社会保険事務所に年金記録を照会したところ、脱退手当金を支給済みとの回答をもらったが、社会保険事務所の回答には、以前から納得がいかなかった。最初の調査では、記録が無いと回答しておきながら、次には脱退手当金を受けていると回答するなど、支給決定当時の脱退手当金の制度に通じている者がおらず、信用できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時のC社D事業所における年金記録を社会保険事務所に照会しても、毎回、当該事業所の名称等が異なる回答であるとして不信感を持っているところ、当該事業所については、社会保険庁の保管する厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)において、昭和25年4月1日にE社F事業所へ名称変更と記載されており、社会保険庁のオンライン記録において、E社F事業所は、45年3月31日にG社F事業所へ名称変更していることが確認できる。

社会保険庁の保管する申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、脱退手当金支給の記録が確認でき、支給年月日及び支給金額などの具体的な記載がある。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約9か月後の昭和21年8月3日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえな

い。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 23 年 7 月 1 日から 26 年 4 月 1 日まで
申立期間における A 事業所に係る厚生年金保険の加入記録を社会保険事務所に照会したところ、厚生年金保険の脱退手当金を受給している旨の回答があった。
私は、脱退手当金を受給した記憶がないので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、脱退手当金支給の記録が確認でき、支給年月日及び支給金額に加えて、支給の根拠となる該当条文などの具体的な記載がある。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 6 か月後の昭和 26 年 10 月 16 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人の脱退手当金は昭和 26 年 10 月 16 日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、ほかに申立人に対する脱退手当金の支給を疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 3 月 1 日から 42 年 1 月 15 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、申立期間におけるA社に係る加入記録が無い旨の回答があった。私は、23歳まで家業を手伝っていたが、昭和41年3月1日に同社B支社C営業所に就職した。当該事業所では運転手として勤務しており、申立期間を含む期間の国民年金については、昭和46年に同保険料を特例納付した記憶がある。当該事業所の次に入社した個人事業所については、厚生年金保険の適用事業所ではないことを承知の上で入社した記憶があるが、当該事業所についてはそのような話は聞いた覚えが無いので、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所であり、同保険料を控除されていたと思う。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者情報により、申立期間について、申立人がA社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人が挙げる元同僚から聴取した結果、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料、証言等を得ることはできなかった。

また、社会保険庁の記録により、当該元同僚の当該事業所における厚生年金保険の資格取得日は昭和42年2月1日と確認できるものの、同人から聴取した結果、「当該事業所には昭和41年11月または12月に入社した。同社では、試用期間が2か月から3か月あったことから、当該加入記録となっていると思われる。」との回答を得ているほか、当該事業所における厚生年金保険の加入記録の確認できる他の元同僚から聴取したところ、「当該事業所においては、試用期間は無く、入社後、すぐに社会保険に加入さ

せていた。」との回答を得ていることから、当該事業所においては、社員により厚生年金保険への加入手続の取扱いが異なっていたことがうかがえる。

さらに、申立人については、社会保険庁の記録により、申立期間を含む昭和37年6月30日から46年5月2日までの期間について、国民年金に加入し、55年6月30日に同保険料を特例納付していることが確認できる。

加えて、社会保険事務所の保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票等により、申立期間について、申立人に係る記録は無く、整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。